

さいたま市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、さいたま市消防団に積極的に協力している事業所等に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、表示証の交付により、消防団及び当該事業所等との協力体制を強化し、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 市長が消防団活動に積極的に協力している事業所等として認定した事業所等をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 市長が消防団協力事業所に対して消防団活動に協力している証として交付する表示証をいう。

(認定基準)

第3条 消防団協力事業所の認定基準は、消防関係法令上の重大な違反がなく、かつ、次の各号のいずれかの基準に適合している事業所等とする。

- (1) 複数の従業員が消防団に入団している事業所等
- (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- (3) 災害時等における資機材等の提供、訓練場所や分団施設用地の提供など、消防団の活動に協力している事業所等
- (4) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等

(交付申請及び推薦)

第4条 消防団協力事業所としての認定及び消防団協力事業所表示証の交付を受けようとする事業所等は、さいたま市消防団協力事業所認定申請書（様式第1号）により市長に申請を行うものとする。

2 消防団長は、消防団協力事業所として適当と認められる事業所等について、さいたま市消防団協力事業所推薦書（様式第2号）により市長に推薦することができる。

(審査)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第3条に規定する認定基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

- (1) 申請又は推薦があった場合
- (2) 市長が消防団活動に協力している事業所等であると特に認めた場合

(認定及び消防団協力事業所表示証等の交付)

第6条 市長は、審査の結果、認定基準に適合していると認めるときは、消防団協力事業所として認定し、当該事業所等に対し、さいたま市消防団協力事業所（認定・不認定）通知書（様式第3号）により通知するとともに、消防団協力事業所表示証交付書（様式第4号）及び消防団協力事業所表示証（様式第5号）を交付するものとする。

2 前項において、消防団協力事業所として認定をした事業所等の所在地が他の市町村である場合は、当該事業所等が所在する市町村の長と協議の上、連名で、消防団協力事業所表示証を交付することができるものとする。

3 市長は、審査の結果、認定基準に適合しないときは、申請者又は推薦者及び事業所等に対し、さいたま市消防団協力事業所（認定・不認定）通知書により通知するものとする。

（消防団協力事業所表示証の表示）

第7条 消防団協力事業所は、交付された年月等を付した上で、第9条第1項に規定する表示有効期間に限り、消防団協力事業所表示証を表示することができる。

2 消防団協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にある場合は前条第2項の規定による協議の上、同条第1項の表示の他に、当該事業所等が所在する市町村等の名称を併せて付すものとする。

3 消防団協力事業所表示証は、次に掲げる場所等に表示するものとする。

(1) 消防団協力事業所表示証を交付された事業所等の見えやすい場所

(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告

4 表示できる消防団協力事業所表示証の様式については、前条第1項の消防団協力事業所表示証のほか、当該表示証の寸法を縦横同率に拡大又は縮小したものとする。

（消防団協力事業所表示証交付整理簿の備付け）

第8条 消防団協力事業所表示証の交付に際して、市長は、さいたま市消防団協力事業所表示証交付整理簿（様式第6号）を備付け消防団協力事業所表示証の交付に関する事業所等の名称、住所、表示の有効期間等の必要事項を記録するものとする。

（表示有効期間等）

第9条 表示の有効期間は、認定の日から2年又は第11条の規定による認定取消の日までとする。ただし、消防団協力事業所が総務省消防庁から総務省消防庁消防団協力事業所表示証の交付を受けた場合は、表示の有効期間を総務省消防庁消防団協力事業所表示証の交付を受けた日から2年間とする。

2 消防団協力事業所表示証の表示の効力を失った事業所等については、第7条に規定する表示を行うことができない。

（認定の更新）

第10条 消防団協力事業所は、前条第1項に規定する表示有効期間の満了に伴い、認定の更新を希望するときは、さいたま市消防団協力事業所認定継続申請書（様式第7号）により、市長に申請を

行うものとする。

- 2 市長は、前項の申請内容が第3条に規定する認定基準に適合するかどうかについて、審査を行うものとする。
- 3 市長は、前項の審査の結果、認定基準に適合していると認めたときは、認定を更新し、当該事業所に対し、さいたま市消防団協力事業所認定継続通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（認定の取消し）

第11条 市長は、消防団協力事業所が次の各号のいずれかに該当する場合（以下「認定取消事由」という。）は、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 事業を廃止又は休止したとき。
 - (2) 第3条に規定する認定基準を満たさないこととなったとき。
 - (3) 前条第1項の規定による認定更新の申請がないとき。
 - (4) 偽りその他不正な手段により認定を受けたとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、消防団協力事業所としての表示が適当でないと認めるとき。
- 2 市長は、認定取消事由に該当すると認められる消防団協力事業所について、審査を行うものとする。
 - 3 市長は、前項の審査の結果、認定取消事由に該当すると認めた事業所等に対し、さいたま市消防団協力事業所認定取消及び表示証返還通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（消防団協力事業所表示証の返還）

第12条 前条の規定により消防団協力事業所の認定を取り消された事業所等は、第7条に規定する表示を中止し、速やかに消防団協力事業所表示証を市長に返還しなければならない。

（消防団協力事業所の公表）

第13条 市長は、消防団協力事業所の名称、さいたま市消防団への協力内容その他の事項について、ホームページ等により公表するものとする。

（表彰）

第14条 市長は、さいたま市消防表彰規程に基づき表彰することができる。

（所掌）

第15条 この要綱に関する事務は、さいたま市消防局総務部消防団活躍推進室において所掌する。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、本制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。